



# 東京パブリック法律事務所 ニュースレター

Vol.10

2018年  
(平成30年)4月発行



## 遺言書作成について ～遺言の種類や作成時の注意点～ 弁護士 大沼 宗範

最近、遺言(いごん)作成に関するご相談をよく伺うようになりました。

「どんなことを書けばいいの？」

「どんな紙に書いたらいいの？」

といったご質問を受けることが多いように思います。

実は、遺言は、法律で決められている形式さえきちんと守れば、ご自分でも簡単に作る事が出来るのですが、注意していただきたい点もあります。そこで、以下では、一般的に作成される遺言として、自筆証書遺言と公正証書遺言の特徴や、作成する際の注意点をご紹介します。

自筆証書遺言というのは、文字通り、自分で書いて作成する遺言のことです。遺言の全文、日付、氏名を全て自筆で書く必要があり、印鑑(必ずしも実印を押す必要はありません)を押す必要があります。作成の際に使用する紙には、特に制限はありません。なお、作成の途中で、記載事項に追加したり、削除・修正したりする等、変更の必要が生じた場合、法律上は、遺言の作成者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつその変更の場所に印鑑を押さなければ、せっかく作成した遺言が無効になるとされておりますので、万一作成途中で書き損じ等があった場合には、大変ですが、1から書き直すことをおすすめしております。

作成には、特に費用もかからず、ご自身の作成したいタイミングで、遺言を作ることが出来ます。ただ、紛失してしまった場合、その遺言に書いてある内容が実現出来なくなるというリスクがあります。

なお、自筆証書遺言を作成した方が亡くなった場合、遺言を保管していた方(もし保管者がいなければ、遺言を発見した相続人)が、家庭裁判所で検認(けんにん)という手続を求め、遺言があったことを確認する必要があります。

もう1つの公正証書遺言というのは、遺言を作成した方が、公証役場という場所で、公証人の前で、遺言の内容を伝え、それに基づいて、公証人が文章にまとめて作成する遺言のことです。

作成した遺言の原本は公証役場に保管されますので、自筆証書遺言と違い、紛失するという心配がなくなりますし、遺言を作成した方が亡くなった後に、家庭裁判所で検認という手続をとる必要もありません。確実に遺言をのこされたい方には非常におすすめできる方法です。

ただ、公正証書遺言の場合、作成するのに費用がかかります。また、作成するときに証人2人の立ち会いが必要となります。

いずれの方式で作成するのかは、皆様の状況次第です。

遺言は、作成された方の最期の意思表示とも言えるもの。確実に、きちんとしたものを作成したいですね。遺言の作成に関しては、是非お気軽に弁護士にご相談下さい。



## ～ 外国人・国際部門 (FISS) の活動について ～ 弁護士 伊藤 崇

先月(2月)のFISSは18か国の方(英語案件48%・日本語案件37%・中国語案件6%・フランス語案件6%)から新規法律相談を受け付けました。

また、日常法律相談・事件対応のほか、次のような活動を行っています。

- ◆ Mercado Latino 2月号記事掲載中  
(内容: 相続制度)
- ◆ 大使館・領事館セミナー主催  
(12ヶ国参加内容: 日本の労働問題)
- ◆ 板橋区文化・交流財団主催の外国人相談対応
- ◆ ブルキナファソ大使館表敬訪問

なお、フランス語での相談需要に対応するため、フランス語HP及びフランス語相談フォームを新たに作成しました。特にアフリカ圏を中心に、英語での相談者の中にも母国語がフランス語である方々は多く、そのような方々にもより気軽に相談にお越し頂ければと願っております。

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階

TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>

<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

